

### 佐賀県規則第3号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(公告及び公衆の縦覧)</p> <p><b>第3条</b> 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による<u>公告</u>は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(縦覧期間中の補正)</p> <p><b>第3条の2</b> 法第10条第3項の規定による補正は、様式第1号の2による補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(設立登記完了届出書)</p> <p><b>第4条</b> 法第13条第2項の<u>届出書</u>は、様式第2号による<u>ものとする</u>。</p> <p>(合併登記完了届出書)</p> <p><b>第18条</b> 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の<u>届出書</u>は、様式第12号による<u>ものとする</u>。</p>	<p>(公表及び公衆の縦覧)</p> <p><b>第3条</b> 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による<u>公表</u>は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(縦覧期間中の補正)</p> <p><b>第3条の2</b> 法第10条第4項の規定による補正は、様式第1号の2による補正書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(設立登記完了届出書)</p> <p><b>第4条</b> 法第13条第2項の規定による届出は、様式第2号による<u>届出書を知事に提出して行わなければならない</u>。</p> <p>(合併登記完了届出書)</p> <p><b>第18条</b> 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の<u>規定による届出は、様式第12号による届出書を知事に提出して行わなければならない</u>。</p>

様式第1号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第1号の2</b>（第3条の2関係）</p> <p>略</p> <p>申請者名又は代表者名 <u>㊟</u></p>	<p><b>様式第1号の2</b>（第3条の2関係）</p> <p>略</p> <p>申請者名又は代表者名</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>年 月 日に申請した [ 補正する書類の種類 ] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>	<p>略</p> <p>年 月 日に申請した [ 補正する書類の種類 ] について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。</p> <p>略</p> <p>備考 略</p>

様式第2号から様式第10号までの規定中「㊦」を削る。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第11号（第16条関係）</b></p> <p>略</p> <p>代表者氏名 <u>㊦</u></p> <p>略</p> <p>代表者氏名 <u>㊦</u></p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 申請書には次の書類を添付すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ハ）</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p><b>様式第11号（第16条関係）</b></p> <p>略</p> <p>代表者氏名</p> <p>略</p> <p>代表者氏名</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 申請書には次の書類を添付すること。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）</p> <p>(5)～(10) 略</p>

様式第12号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第13号（第19条関係）</p> <div data-bbox="232 341 1102 1114"><table border="1"><tr><td data-bbox="264 376 658 1062"><p>第 号</p><p>所属及び職名 氏 名</p><p>特定非営利活動促進法 第41条第3項（同法第64 条第7項において準用 する場合を含む。）の規 定による職員の証</p><p>年 月 日発行 （有効期間 年）</p><p><u>佐 賀 県</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p></td><td data-bbox="685 376 1079 1062"><p>写  真</p></td></tr></table></div> <p>備考 略</p>	<p>第 号</p> <p>所属及び職名 氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法 第41条第3項（同法第64 条第7項において準用 する場合を含む。）の規 定による職員の証</p> <p>年 月 日発行 （有効期間 年）</p> <p><u>佐 賀 県</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p>写  真</p>	<p>様式第13号（第19条関係）</p> <div data-bbox="1158 341 2027 1114"><table border="1"><tr><td data-bbox="1189 376 1583 1062"><p>第 号</p><p>所属及び職名 氏 名</p><p>特定非営利活動促進法 第41条第3項（同法第64 条第7項において準用 する場合を含む。）の規 定による職員の証</p><p>年 月 日発行 （有効期間 年）</p><p><u>佐賀県知事</u></p></td><td data-bbox="1610 376 2004 1062"><p>写  真</p></td></tr></table></div> <p>備考 略</p>	<p>第 号</p> <p>所属及び職名 氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法 第41条第3項（同法第64 条第7項において準用 する場合を含む。）の規 定による職員の証</p> <p>年 月 日発行 （有効期間 年）</p> <p><u>佐賀県知事</u></p>	<p>写  真</p>
<p>第 号</p> <p>所属及び職名 氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法 第41条第3項（同法第64 条第7項において準用 する場合を含む。）の規 定による職員の証</p> <p>年 月 日発行 （有効期間 年）</p> <p><u>佐 賀 県</u> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>	<p>写  真</p>				
<p>第 号</p> <p>所属及び職名 氏 名</p> <p>特定非営利活動促進法 第41条第3項（同法第64 条第7項において準用 する場合を含む。）の規 定による職員の証</p> <p>年 月 日発行 （有効期間 年）</p> <p><u>佐賀県知事</u></p>	<p>写  真</p>				

様式第14号から様式第19号まで、様式第21号及び様式第22号中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。ただし、第4条、第18条及び様式第1号の改正規定、様式第1号の2の改正規定（「㊤」を削る部分に限る。）並びに様式第2号から様式第19号まで、様式第21号及び様式第22号の改正規定は、公布の日から施行する。